

第199回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和5年3月29日

第 199 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 5 年 3 月 29 日 (水)
2. 開会時間 午後 2 時 00 分
3. 閉会時間 午後 2 時 35 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案

第 1 8 3 2 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|---------|--------|-----------------|-----|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 2 番委員 | 浅野 純一郎 | 豊橋技術科学大学教授 | | |
| 3 番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4 番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 野呂 政夫 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 廣田 貴美子 | 津商工会議所 | | |
| 7 番委員 | 浅沼 小百合 | 三重県宅地建物取引業協会副会長 | | |
| 8 番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9 番委員 | 斎藤 誉 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 和藤 康) |
| 1 0 番委員 | 稲田 雅裕 | 中部地方整備局長 | (代理 | 菅 良一) |
| 1 1 番委員 | 小林 勝利 | 東海農政局長 | (代理 | 中谷 勝巳) |
| 1 3 番委員 | 大石 英一郎 | 中部運輸局長 | (代理 | 加藤 正光) |
| 1 4 番委員 | 難波 正樹 | 三重県警察本部長 | (代理 | 須川 洋幸) |
| 1 5 番委員 | 加藤 千速 | 三重県市長会副会長 | | |
| 1 7 番委員 | 中瀬古 初美 | 三重県議会議員 | | |
| 1 8 番委員 | 田中 祐治 | 三重県議会議員 | | |
| 1 9 番委員 | 野口 正 | 三重県議会議員 | | |
| 2 1 番委員 | 長田 隆尚 | 三重県議会議員 | | |
| 2 3 番委員 | 小野 欽市 | 三重県市議会議長会会長 | | |

第199回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 古澤次長

出席予定の委員の皆様もお揃いになりましたので、ただいまから第199回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日司会を担当いたします県土整備部都市政策担当次長の古澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 古澤次長

開会にあたりまして、県土整備部理事の佐竹からご挨拶申し上げる予定でしたが、急遽所用により欠席のため、県土整備部副部長の上村からご挨拶申し上げます。

副部長、よろしくお願いいたします。

○県土整備部 公共事業総合政策担当 上村副部長

ただいまご紹介いただきました、県土整備部で副部長をしております上村でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

第199回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス新規感染者数が全国的に減少しておりまして、3月13日よりマスク着用ルールが緩和されるなど、コロナ以前の生活に戻りつつございます。

本審議会においては、オンラインを併用しつつ、会場での感染防止対策を実施しながら、開催させていただきたいと思っております。

さて、県内の都市計画の状況でございますが、都市計画区域マスタープランに基づきまして、市町がコンパクトシティの形成に向け、居住機能や都市機能の立地誘導や公共交通の充実などに関する包括的なプランであります立地適正化計画の策定を進めるとともに、この計画に沿ったコンパクトでにぎわいのあるまちづくりのための事業を進めていただいております。

例えば、桑名駅周辺でございましたら駅前広場整備を含む土地区画整理、また、

J R 四日市駅から近鉄四日市駅間では駅前広場整備と連携して両駅を結ぶ街路空間の再編など、J R 亀山駅周辺では駅前広場整備を含む市街地再開発、津駅周辺では道路空間再編の検討、また、津市大門丸之内地区では、官民連携による未来ビジョンの策定、伊勢市駅前では市街地再開発などが進められております。

県内各地でコンパクトでにぎわいのあるまちづくりに向け取り組まれているところですが、県としましても、今後もこれらの市町が行っているコンパクトでにぎわいのあるまちづくりに向けた取組や事業について、市町としっかり連携し、情報共有しながら支援をしていきたいと考えております。

さて、本日議題となっております議案は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案の1議案となっております。

議案内容につきましては、後ほど事務局から説明いたしますので、委員の皆様には、専門的な立場や日頃のご活動でお気づきの点など、様々な視点からご意見ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 古澤次長

ありがとうございました。

本日の審議会では、ご審議いただきます議案が1件ございます。

まず、本日の資料について確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、「事項書」と「三重県都市計画審議会委員幹事名簿」1枚、ピンク色の表紙がついたA4サイズの「議案書」1冊、「第198回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」1枚、本日スクリーンで説明いたします画面等をコピーした「参考資料」を1冊、「第200回三重県都市計画審議会予定議案概要」1枚、三重県都市計画審議会条例」と「三重県都市計画審議会運営要綱」のホチキス止め1部、これらはリモート参加の方へは、一式事前に配布させていただいており、本日ご臨席の皆様へは事前配布のものと、本日お席に配布したものがございますが、不足がございましたら、お教えいただければと思います。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

それでは続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。

14番委員 三重県警察本部長、難波正樹様でございます。

本日は、代理で須川洋幸様にご出席いただいております。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでのご参加は可能であることをお伝えしましたところ、5名の方にリモートでご参加いただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 古澤次長

さて、当審議会会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長を務めていただいただくこととなります。

議長席の方へ移動をお願いいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

<議事録署名者の指名>

○議長：松本会長

それでは、ただいまから第199回三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ここから、私の方で議長を務めさせていただきます。議事進行につきまして、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の議事録の署名者を2名、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によりまして、私から指名させていただきたいと思います。

本日は、第4番委員の浦山さん、それから第17番委員の中瀬古さんのお二人にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：松本会長

続きまして、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

県土整備部都市政策課副課長の吉岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より出席者数について報告いたします。委員総数 24 名のうち、リモート参加の方、及び委任状の提出がありました 5 名の代理出席を含めまして、19 名の委員のご出席をいただいております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。

ただいまご報告ありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

議案の審議に入ります前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しませんので、公開としたいと存じますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

○議長：松本会長

異議なしということでございますので、公開することを決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは、本日の傍聴につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

本日、一般傍聴者の方、報道機関の方ともに 0 名となっております。

○議長：松本会長

それでは、今回傍聴者がいないということで、公開ではございますが、このまま審議に入りたいと思います。

4 第 198 回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

議案の審議に先立ちまして、前回の第 198 回都市計画審議会に関する報告が
ございますので、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

事務局から前回の手続き状況について説明いたします。

資料の「第 198 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」をご覧ください。
令和 5 年 1 月 10 日に開催いたしました第 198 回三重県都市計画審議会ですが、
1 件ご審議いただいております。

第 1831 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、松阪市にお
ける産業廃棄物処理施設、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設を
設置することに伴い、敷地の位置が都市計画上支障がないことをご確認いた
だきましたが、本件につきましては、令和 5 年 1 月 26 日に許可されております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。ただいまのご報告に対しまして、ご質問等ございま
すでしょうか。

※意見・質問なし

ウェブ参加の方、私は画面を見ておりますので、気づけば、手を挙げるマーク
なり、実際に手を挙げていただければ、私のほうから指名させていただきますし、
気づかなければ、ミュートを外してご発言ください。

ありがとうございました。

特にございませんということですので、次に進めて参りたいと思います。

5 議事

(1) 第 1832 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：松本会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。本日ご審議いただきます議案は、
三重県知事から付議がございました 1 件でございます。

第 1832 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、事務局から
ご説明をお願いいたします。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐兼班長

県土整備部建築開発課の阿知和と申します。第 1832 号議案につきまして、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁である三重県知事から付議します産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議いただくものでございます。

建築基準法第 51 条により、都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、そして産業廃棄物処理施設など政令で定める処理施設は、都市計画決定されたものでなければ新築等してはならないと規定されております。

しかし、ただし書きにおきまして都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合または政令で定める規模の範囲内である場合はこの限りでないとされております。

敷地の位置の制限を受けるその他政令で定める処理施設とは、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 により、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設とされています。

本議案の施設は、木くずの破砕施設で、その処理能力が 1 日当たり 5 トンを超えるため、産業廃棄物処理法施行令第 7 条第 8 の 2 号に定める産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第 51 条による許可が必要となります。

また、法第 51 条ただし書きの規定の後段にある許可の適用除外となる規模の範囲については、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 に定められておりまして、第 3 号において、工業地域や工業専用地域では 100 トン以下というふうに規定されております。

本議案の施設は、処理能力が 100 トンを超えるため、建築基準法 51 条による許可が必要となります。

①概要

次に、施設の概要について、ご説明いたします。

申請者は、株式会社原田組です。伊勢市大湊町地内の約 3,300 平方メートルの敷地において、1 日当たりの処理能力 128.8 トンの木くずの破砕施設を計画しています。

施設では、解体現場の現場などから出た木くずを破砕するという計画でございます。

なお、令和 4 年 9 月 30 日に一般廃棄物処理施設の木くずの破砕として許可を取得しており、現在操業準備中ということでございます。

今回の計画では、既に許可済の一般廃棄物処理施設の処理能力や操業時間な

どを変更するものではなく、廃棄物の発生元が異なるということで、産業廃棄物処理施設にも該当することになるため、改めて許可を要するというものでございます。

位置図をご覧いただきたいと思っております。申請地は、伊勢市の中心部から北へ約 8 キロのところに位置しておりまして、国道 23 号が画面の下の方にございますけれども、国道 23 号から県道大湊宮町停車場線を 2 キロほど北上した大湊町地内の川沿いにございます。申請地の北側に大湊川という川が流れてございます。南側には宮川浄化センターがございます。西側に県道大湊宮町停車場線が通っています。最も近い教育施設の市立伊勢市立みなと小学校までは、申請敷地から 600 メートルほど離れてございます。

申請地付近を拡大したものをお示ししております。申請地は、工業専用地域にございます。北側に大湊川、西側に県道がございまして、県道大湊宮町停車場線が通っておりまして、南側には市道下野大湊線、こちらを県道から 250 メートルほど東に入ったところに申請地がございます。

市道の南側一帯は、無指定地域ということになってございます。工業専用地域内には鉄骨工場や倉庫等が立地しておりまして、無指定地域には住宅が立地しており、宮川浄化センターが立地しているという状況でございます。

施設の配置図をお示ししてございます。前面道路である市道、こちらは幅員が 5 メートルでございます。出入口から計画地に入りますと、計量器がございます。その東側には、2 つ既存の建物がございまして、1 つは事務所、もう一つ大きい方は、建物内に破碎後の木くずをストックするストックヤードということになってございます。

計量器の西側と北側には、廃棄物の受入れヤードを計画してございます。廃棄物を搬入しますと、まず事務所脇にある計量器で計量し、廃棄物を受け入れ、一旦ストックします。次に受け入れたものをほぼ敷地の中央付近に配置された破碎機で破碎し、建物内のストックヤードで破碎物を一旦ストックします。搬出に当たりましては、こちらの破碎物を計量器で計量した上で、排出していくということになります。

搬入出における周辺への交通負荷低減のため、道路境界からは 4 メートルほど後退をしていただいております。市道を含めて 9 メートル分の幅員を確保して車両が待機できるようなスペースを設けていただいている計画でございます。

搬入出の経路図になります。搬入は、こちらにある画面下にある国道 23 号から市道御薊 8 号線を経由して県道大湊宮町停車場線を北上するというルートということでございます。

県道からは大湊橋の手前を右折して、市道下野大湊線を東に約 250 メートル

入ったところに申請敷地があり、搬入は今の経路ですけれども、搬出はその逆ということになります。

それでは、都市計画審議会に付議するにあたり、敷地の位置について、上位関連計画における土地利用上の妥当性など7項目の観点から、都市計画上支障がないかどうかを検討しましたので、順次ご説明をさせていただきます。

①上位関連計画及び周辺建物状況等における土地利用上の妥当性

まず初めに、上位関連計画における土地利用上の妥当性でございます。申請地は、伊勢都市計画区域内の工業専用地域でございます。それから、伊勢市都市計画マスタープランの将来都市構造の土地利用において、市街化ゾーンの工業業務系エリアでございます。

また、県の都市計画区域マスタープランの将来都市構造においても、工業系市街地と位置付けられています。

また、今回の産業廃棄物処理施設の許可申請に先立ち、一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可の際に、伊勢市都市計画審議会からは、都市計画上支障がないとの答申を受けているところでございます。

以上によりまして、上位関連計画等における土地利用上について妥当であると考えております。

②施設計画の妥当性

2点目の施設計画の妥当性でございます。

環境部局へ提出された産業廃棄物処理事業計画書によりますと、施設で予定する1ヶ月当たり676トンの廃棄物の受入れ量に対し、破砕機の処理能力には十分な余裕があるということでございます。

それから、受入れヤードの処理後の容量ですが、それぞれ0.4ヶ月分、0.2ヶ月分となっております。

これについては、受入れを事前予約制として、搬入量を調整する計画となっているため、スペース的には所要スペースとしては確保されているということでございます。

以上のことから、施設の処理能力、スペース確保の点で施設計画は妥当であるというふうに考えております。

③事業計画の妥当性

3点目でございます事業計画の妥当性です。

操業時間は、午前8時から午後5時までの1日当たり8時間、週6日間の運転となります。操業体制としては、常駐3名で計画しておりまして、総労働時間に

支障がないよう変動労働時間制ということで計画をされていることでございます。

搬入搬出時間も操業時間と同じでございます。通勤時間帯は小型トラックでの運行に限定し、受入れは事前予約制というふうにしておるということでございます。

こういったところから、事業計画は妥当であると考えておるところでございます。

④環境対策の妥当性

次に4番目ですが、環境対策の妥当性でございます。

環境対策については、騒音振動、悪臭、粉じん、水質、の5点について妥当性を検討しております。

なお、これら環境対策につきましては、廃棄物処理法における産廃施設の設置許可にあたり環境部局と協議済みの事項でございます。

まず初めに、騒音と振動対策でございます。申請敷地は工業専用地域のため、三重県生活環境の保全に関する条例で定められた排出基準等はございません。

しかしながら、敷地南側の無指定地域が隣接しておりまして、実際に使用する機器データを基に発生元から住宅地側へ47メートル離れた地点における騒音・振動の予測を行っており、共に排出基準以下となっておると確認をさせていただいております。

次に、悪臭に関してですが、悪臭に関しては発生する廃棄物の取扱いはございません。

また、他社が運営する類似施設での悪臭測定においても、悪臭が発生しないことを確認しておるということでございます。

粉じん対策といたしましては、散水機能付きの破砕機であるとか、散水設備により粉じんの発生防止措置を行っておりまして、さらに、破砕後の木くずは屋内保管ということでございます。

最後に、排水についてですけれども、粉じん対策としての散水と事務所の生活排水のみとなっております。破砕処理による汚水の発生というのはございません。

また、排水対策として敷地内、場内には排水トラップによりまして雨水排水による土砂や木くずの流出を抑制するような計画としていただいております。

以上によりまして、騒音・振動については、無指定地域の排出基準に適合させるとともに、大気・水質への対策を講じていただくということから、環境対策についても妥当であるというふうに考えております。

⑤搬入・搬出計画の妥当性

5点目でございます搬入・搬出計画の妥当性です。

搬入出も、運搬車両は2トン車から10トン車を利用しまして1日あたり24台ほどを見込んでおるといところでございます。

敷地の接する市道下野大湊線、これは幅員5メートルほどなんですけども、現状、通過交通や歩行者はほとんどございません。

また、運搬車両の交通負荷の低減を図るため、敷地前面部分を4メートル後退させまして車両の待機スペースを設けるということ、それから、搬入時間の調整であるとか、通勤時間帯は3トン車以下の小型トラックを使うといった受入れ制限を行うということで、近隣住民への生活への影響できるだけ少なくするような計画としていただいております。

以上のことから、周辺交通への影響の点において搬入・搬出計画は妥当であるというふうに考えております。

⑥関係機関との協議

6点目です関係機関との協議でございます。

環境部局とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の手続きを建築基準法第51条の許可と並行して進めておるところであり、こちらは許可見込みというふうに聞いております。

開発部局からは、今回造成等がないため開発許可を要しないというふうに判断をされているところでございます。

また、伊勢市からは、本許可申請に関して、工業専用地域であること、或いは、近接している無指定地域の一般交通や周辺環境への配慮がなされていることから、都市計画上支障がない旨の意見をいただいているところでございます。

以上によりまして、関係機関との協議においては妥当であるというふうに考えております。

⑦地元との協議における妥当性

最後、7点目、地元との協議における妥当性でございます。

本計画におきまして、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく手続きによりまして、事業計画書の公告・縦覧を行っております。

また、地元の説明会を開催しており、関係住民等との合意形成は図られております。

以上によりまして、地元との協議において妥当であるというふうに考えております。

以上、7項目の妥当性によりまして、都市計画上支障がないというふうに判断

しております。

第 1832 号議案の説明は、以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長：松本会長

ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

※ 質問・意見なし

私からすみません。毎回お聞きしておりますが、周辺に保全すべき対象があるのかないのか。今回、川に面したところで申請されておりますが、工業専用なのでそういうことはないと思っておりますが、念のため、その辺、川なんかで保全すべき対象があるかないかっていうのを 1 点教えてください。

それから、この辺りは災害のリスクがあるかと思っておりますが、そこへの対応という意味で 3 名の方が常駐されるということですが、この辺の災害リスクへの対応ということではどういうことになっているかを教えていただけますか。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐兼班長

まず、1 点目の保全すべき対象というところなんですけれども、特にそういったものがあるということは聞いておりません。

2 つ目の災害への対応というところなんですけれども、この辺り付近一帯が津波、洪水、高潮ハザードでいずれも 0.5 から 3 メートルの浸水ということが定められており、そのような形になっているということでございます。

それに対する対応というところなんですけれども、まずは、浸水してきた際に、付近に廃棄物が流出しないよう、対策としましては、敷地周りを高さ 3 メートルの成型鋼板の囲いを設けるという計画にしております。

より流出しやすい粒径の細くなった破碎後の木くずについては、屋内に保管ストックヤードを設けるという計画にしておるということ、それからもう一つ、機械の処理能力に対して、受入れ物を保管しておくストックヤードが非常に小さく、事前に受入れ調整をしているということで、津波のような大きな力を受けて流れ出すようなものは、この囲いだけでは、なかなか流出を食い止めるのは難しいのかなというところではあるんですけれども、最低限この敷地内に置いてあるものをできるだけ少なくするという計画にすることで、できる限り周辺へ廃棄物の流れ出るリスクを少なくしようということでございます。

○議長：松本会長

ありがとうございます。この木屑等々に関して、災害発生時の対策ということで、ご説明いただきました。

一方で、人命という意味で、ここに働かれてる方が、そのリスクに対してどのような対応が取られるのでしょうか。

これは、多分この敷地に限ったことではなく、一般的にここに居住の方々も含めてということだと思っておりますが。

○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐兼班長

付近の避難所としては、一番近い教育施設として、直線距離で 600 メートルのところに小学校がございます。

こちらの小学校が、ペDESTリアンデッキを設けた周辺の方が避難できるような構造の建物になってございまして、万一の津波が予想されるというような警報が出されたときには、そちらへ避難されるのかなということでございます。

○議長：松本会長

分かりました。どうもありがとうございました。その他いかがでしょうか。Web参加の方々もよろしいですか。

※ 質問・意見なし

特にご異議ないようでございますので、この第 1832 号議案については、原案が適切であると判断することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

リモートの方々申し訳ございませんが、「異議なし」と上げていただけますと幸いです。

※ 異議なし

ありがとうございました。それでは、皆さんから異議なしということでございますので、第 1832 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきましては、原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案どおり答申させていただきたいと思っております。

続きまして、次回審議会についての連絡を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

お手元の資料「第 200 回三重県都市計画審議会予定議案概要」をご覧ください

い。次回審議会では、2件ご審議いただく予定となっております。1件目、四日市都市計画道路変更、2件目は、鈴鹿都市計画道路の変更で、共に国道23号鈴鹿四日市道路の事業化に伴い、区域の変更を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。

この件に関しまして、質問等ございましたらお願いします。

※ 質問等なし

ありがとうございました。

以上ですべての議題、連絡事項が終了ということになりました。本日も皆様方のご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

松本議長様、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。リモート参加の皆様もありがとうございました。

これをもちまして、第199回都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終)